

審議会等の会議結果報告

| | |
|------------|---|
| 1. 会 議 名 | 第3回松阪市津波避難対策検討会 |
| 2. 開 催 日 時 | 平成29年12月13日(水)午後3時10分~午後5時05分 |
| 3. 開 催 場 所 | 松阪市役所 5階左側第1会議室 |
| 4. 出席者氏名 | (会 長) 川口 淳会長 (委 員) 阪本真由美委員、山川良樹委員、山本 均委員、田上勝典委員、松尾容子委員、船木精二委員(防災担当参事兼防災対策課長) (事務局) 岩出 康管理係長、小泉明弘防災係長、大西正基防災係主任、杉田幸平管理係員、辻 義哉三雲地域振興局参事兼地域振興課長、小出真貴彦三雲地域振興課係員 (委託先) 鎌木隆太、中村由実(株式会社アスコ大東) |
| 5. 公開及び非公開 | 公 開 |
| 6. 傍 聴 者 数 | 8 名(一般1名、報道関係7名) |
| 7. 担 当 | 松阪市 防災対策課 TFL 0598-53-4313 FAX 0598-22-1055 e-mail bousai.div@city.matsusaka.mie.jp |

協議事項

1. あいさつ
2. 特定避難困難地域の抽出案について
3. 松阪市津波避難対策基本方針(素案)について
4. その他

議事録

別紙のとおり

第3回松阪市津波避難対策検討会 議事録

日 時：平成29年12月13日（水）午後3時10分～午後5時05分

場 所：松阪市役所 5階左側第1会議室

出席者：川口淳会長、阪本真由美委員、山川良樹委員、山本均委員、田上勝典委員、松尾容子委員、船木精二委員（防災担当参事兼防災対策課長）

事務局：岩出康管理係長、小泉明弘防災係長、大西正基防災係主任、杉田幸平管理係員、辻義哉三雲地域振興局参事兼地域振興課長、小出真貴彦三雲地域振興局地域振興課係員

委託先：鎌木隆太、中村由実（株式会社アスコ大東）

1. 開会

（事務局）

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より、第3回松阪市津波避難対策検討会を開会させていただきます。本日はお忙しい中、本検討会にご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、お手元に配布しております事項書に沿って進めさせていただきます。

2. あいさつ

（会長）

皆さん、こんにちは。本日は第3回検討会ということで、特定避難困難地域の抽出案と、津波避難対策の基本方針の案について議題といたします。より良い津波避難対策に繋げていけるよう、皆さんには活発なご議論をいただきますようよろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。要綱第5条第3項の規定により、以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3. 特定避難困難地域の抽出案について

（会長）

それでは、事項書の3「特定避難困難地域の抽出案について」です。まずは事務局より説明をお願いします。

（事務局）

まずは、前回までのおさらいとしてご説明いたします。特定避難困難地域の抽出条件としては次のとおりとします。

・ **対象とする地震：理論上最大クラスの南海トラフ地震**

・ **避難対象地域：津波浸水想定区域を含む町の全域**

※参考：避難対象地域となる各町

[本庁管内]

石津町、荒木町、郷津町、高町、若葉町、大口町、中央町、東町、宮町、清生町、幸生町、垣鼻町、大津町、下村町、上川町、船江町、塚本町、朝田町、下七見町、新屋敷町、古井町、西野々町、佐久米町、大宮田町、保津町、新開町、川島町、東久保町、久保田町、大塚町、大平尾町、新松ヶ島町、町平尾町、獵師町、松崎浦町、松ヶ島町、六軒町、西黒部町、松名瀬町、高須町、東黒部町、柿木原町、土古路町、出間町、大垣内町、蓮花寺町、神守町、牛草町、垣内田町、乙部町

[三雲管内]

久米町、市場庄町、中ノ庄町、上ノ庄町、曾原町、中林町、中道町、小津町、喜多村新田町、小舟江町、笠松町、星合町、五主町、小野江町、肥留町、西肥留町

[嬉野管内]

嬉野小村町、嬉野川北町、嬉野須賀町、嬉野権現前町、嬉野田村町、嬉野須賀領町、嬉野津屋城町

・ **避難方法：原則として徒歩避難**

・ **シミュレーション時間帯：夜間**

・ **人口データ：平成22年度国勢調査のデータ**

・ **津波到達予想時間：54分**

・ **避難開始時間：5分**

・ **歩行速度：0.5m/s**

前回の検討会では1.0m/s（健常者の一般的な歩行速度）と0.5m/s（高齢者を含む避難行動要支援者の歩行速度）の2パターンを示したが、本市ではシミュレーション時間帯を夜間とし、また避難行動要支援者の避難対策を想定することから、一律に0.5m/sとする。

・ **避難経路：「道路幅員3m以上」から「考慮しない」に変更**

今回は幅員3mで抽出を行うものとしていた。しかし、「県内他市町では道路幅員を考慮している事例はなく、県内で統一した条件設定が必要と考えられる」、「実際のところとして、幅員が3m以上ないと必ず避難できないわけではない」という理由から、幅員3m以上という条件は省くこととしたい。ただし、幅員3m以上を条件とした場合には特定避難困難地域となる地域については「避難道路狭あい地域」として位置づける。

・ **避難可能距離：49分間・・・歩行速度×（津波到達予想時間－避難開始時間）**

・ **液状化：考慮しない**

- ・建物倒壊：考慮しない
- ・橋梁：耐震性を考慮

上記の条件で特定避難困難地域の抽出を行いました。

なお、今回は早期浸水を示した津波浸水深 30cm 到達予測時間（堤防沈降等により津波が来る前に浸水する場所）を加味する方向で検討しておりました。抽出した特定避難困難地域の中にも該当箇所はありますが、ほとんどが農地であり、5分以内に避難を開始できない人はいないものと判断し、条件から省かせていただきました。しかし、地域で避難経路を考えていく中では考慮が必要であることから、今後地域で策定していく地区避難計画では迂回路の設定なども含めて検討していくことで整理いたします。

それから、これも前回の検討項目として挙げられていた、津波一時避難ビルの収容能力の件ですが、お配りした資料では、地域ごとに避難目標とする津波一時避難ビルを仮に設定しました。地域の避難訓練などの状況を見て設定しております。今後、地域でどの津波一時避難ビルに避難するかについては検討していただく必要があります。一定の津波一時避難ビルに避難者が集中して避難できなくなる場合も想定されますので、広域的な地域間調整も必要になるかと思えます。市も入った上で、地域間での協議を行っていただきたいと考えております。

以上ご説明しました抽出条件により、抽出案といたしまして3つの地域を特定避難困難地域と設定しました。避難行動要支援者の歩行速度である 0.5m/s では津波到達時間までに避難目標地点への避難ができない地域であり、五主町の一部、高須町の一部、松名瀬町の一部が該当します。ちなみに、歩行速度 1.0m/s で計算するとこれらの地域は避難可能地域となりますが、0.5m/s で計算すると特定避難困難地域として挙がってきます。それから、狹師町の一部と町平尾町の一部については、特定避難困難地域には該当しませんが、道路が狭く密集地であるという点から「避難道路狭あい地域」として設定しました。

（会長）

ありがとうございました。前回まで議論してきたことから若干の修正がありますが、特定避難困難地域として3か所、避難道路狭あい地域として1か所が設定されております。改めて確認ですが、避難道路狭あい地域というのは、前回条件である道路の条件を含めると特定避難困難地域になり、道路の条件を外すと困難地域ではなくなる場所ということでしょうか。

（事務局）

そのとおりです。

（会長）

分かりました。特定避難困難地域は、遅めの歩行速度でいくと浸水域外または津波一時避難ビルに行くことができない地域とご理解いただきたいと思います。ただ、前回と異なるのは、道幅の影響を含んでいないこと。これを含めると困難地域になるのが避難道路狭あい地域であり、特に用心して避難計画を作りにはいかなければならない地域ということになります。

それでは、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

(委員)

ただ今の説明を受けて具体的な対策についても考えていただくところですが、私たちが特に心配しているのは逃げ遅れ対策です。例えば台風時に避難勧告などが出てもなかなかスムーズな避難行動がなされていないが、これは津波警報の時も同じではないかと感じます。また、前回もお話ししましたが、地震で建物の下敷きになったり避難中に転倒して怪我をしたりする人が相当数出ると考えられます。こうした人たちも含めた逃げ遅れ対策を具体的に提示していけば、地域の民意による防災対策に繋がるとと思います。負傷者や、安易に構えて避難しない人の避難誘導について、地域でどのようにする必要があるかを明確に記載してもらうことで、地域にとっても分かりやすい避難計画になるのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございました。今のご意見は次の事項に関する内容にもなりますので、また改めて事務局から説明があると思います。非常に大切なことであって、失われる命をできるだけ減らすための松阪市としての津波避難対策を考えていかななくてはならないので、次の事項では、住民の皆さんに市としてこういう方針でいくということを示すための案をご議論いただきたいと思います。

(委員)

資料の地図で、地域を二色に色分けしてある意味は何でしょうか。

(事務局)

資料の地図をご覧くださいと、特定避難困難地域ではない地域にはそれぞれ津波一時避難ビルの名称を記載しております。これは、地域の避難訓練などの状況も見ながら、この地域はこの津波一時避難ビルに避難するであろうと想定して設定したものです。今、事務局の方では各ビルの収容能力の確認作業を行っています。ビルの収容人数と地域の住民数を比べた時に、収まる所と溢れるだろうという所があって、その場合は調整が必要となります。例えば、天白小学校が溢れるというのであれば、天白地区でも国道23号線に近い一部の地区は三雲中学校の方へ逃げてもらうというものです。今後、市も支援しながら地域間で協議していただく必要がある可能性があるということで、その目安として色分けをしました。赤色は入りきれない可能性がある所、

黄色は収まるであろう所です。

(会長)

行政的に手立てをしていくことと、地域の皆さんと一緒にしていかなければならないことがあるので、今後は避難計画として市民とともに作っていかなければなりません。その予備資料となるものということでした。黄色だからといって安心するのではありません。あくまで試しとして計算をしてみた感じでは溢れるかもという結果になったのが赤色ということですね。

(委員)

ここに記載してある所以外にも避難できる場所はあるという理解でよろしいですか。松ヶ崎地区では、普段からアピタとマームを避難場所として説明しています。狛師町や大塚町もマームを目標とした避難訓練をしています。そうした場所も明示してもらった方が、後々住民に説明する時には分かりやすい。

(事務局)

その件については、もう少し精査をさせていただき、次回の検討会では明示していきたいと思います。

(会長)

そうですね。今のお話は、今後これを住民に示す時には同時に避難計画を作らなければならないので、詳細な検討に値する津波一時避難ビルの候補を入れてほしいということですね。今のところは代表的なものだけを記載しているので、今後対応していくということをお願いします。

(委員)

確認ですが、今記載されている津波一時避難ビルが本当に適しているかどうかについては、この先改めて検討するということがよろしいですか。

(会長)

そうです。津波避難計画を作る時には、収容人数を確認したうえで、避難先としてどこに行くかを地域の皆さんに考えていただくことになります。

(委員)

今後、津波一時避難ビルの候補となる場所もありますので、それらも加味しながら追加していきたいと思います。

(委員)

三雲の天白地区では、旧天白小学校跡地に北部学校給食センターを建設しています。そこは、避難する場所という前提で整地をして、建物を建てていますので、ここも含めていただきたい。そうすれば、天白小学校に避難する人数も減らすことができると思います。

(委員)

猟師町の一部が避難道路狭あい地域になっていますが、このエリア（猟師町の中心部一帯）が狭あい地域になったとすると、地図を見るかぎりではその先にあるエリア（阪内川沿いの堤防に面した地域）は必然的に避難困難地域になってしまうのではないのでしょうか。

(委員)

猟師町の中でも特に危険な区域ですよ。

(会長)

今言われたのは、狭あい地域と指定され、地図上に丸で囲まれた地域の北側にあるエリアがなぜ含まれないのかということですね。シミュレーションでは避難可能とされているが、狭あい地域を通らないと安全な場所に避難できないのなら避難困難地域か狭あい地域に含めるべきではないかと。近くにリサイクルセンターがあるので、そこには行けるわけですね。しかし、この周辺の皆がリサイクルセンターに行くと定員オーバーで入れない人がいるかもしれないから検討が必要という色分けがされている。しかも、そこに行くには狭あい地域を通らないと逃げられない。今回は津波一時避難ビルの収容人数は加味していません。他の地域なら他のビルに割り振ることもできますが、ここはそうはいかないですよ。猟師町で火災が起きている中で、リサイクルセンターに行っても中に入れず、そこに津波が来るという大変な事態になりかねないので、特に要注意な場所であると思います。一律に距離と時間で検討していますが、この猟師町の一部を狭あい地域として位置づける以上は、その北側の地域は対策が必要だと思います。

(事務局)

一点、訂正がございまして、資料の地図の色分けで解釈を誤っておりました。赤色と黄色に分けているのは、単に見やすさを重視したとのこと。ただし、実際に収容率がオーバーすると思われる場所は5か所ありまして、地図上では赤色になっている所に全て含まれておりますので、結果的にですが、赤色の地域が溢れる可能性がある地域ということで概ね間違いはございません。なお、その5か所は、天白小学校、クリーニング米若、中勢バイパスのスロープ、亀井ビル、東部カントリーエレベーターです。

(会長)

そうすると、リサイクルセンターは大丈夫ということでしょうか。

(事務局)

そうなります。リサイクルセンターは収容人数が多く、640人が入れます。また、獵師町と町平尾町の半分はマームへ避難することを想定していきまして、その2か所に振り分けることで避難可能としています。

今申し上げた5か所のうち、中勢バイパスのスロープについては収容人数の想定がされていないため、どれくらいの人数が避難できるかは分かりません。両側からスロープで上がれるようになっていて、車道は車の通行がありますので、両側のスロープの間部分になります。

(委員)

中勢バイパスですが、三雲側の3か所で国土交通省に階段を付けていただいて、一時避難ビルの退避先としていただいています。収容人数は出しにくいところですが、これも避難先として考えてもいいということでしょうか。

(会長)

これはコンクリート構造物ではなくて土盛り構造物なんですよね。そのあたりは国土交通省に確認していただいて、津波一時避難ビルとして適切かどうかを判断いただきたいと思います。

(委員)

避難階段は、柵を蹴破って土盛り部分の階段を上ってもらいます。しかし、このスロープはJR線を越えるための歩道のようになっていて、JR線の所はボックスカルバートになっています。その上の平場に200人くらい入りますよということです。三雲の避難階段の方は、国道に直接入ってもらうので何人でも入れる状態にあります。

(会長)

背に腹は代えられない場所として地域の皆さんに理解していただくのは構わないですが、市として避難できる場所として指定するなら、まずは確認が必要かと思えます。

(委員)

獵師町ですが、海岸近くは新しい堤防が整備されて道路も広がったので、リサイクルセンターにも行きやすくなっています。しかし、昔からの町中に入ると、道は軽自動車1台分くらいの幅しかない。建物の倒壊や火災が起きた時に、果たして逃げられるのか。それに、この地域の人たちはリサイクルセンターに行こうとすると、海の

方向に逃げなければならない。そう考えると、この地域に関しては住民が納得できる対策をしっかりと明記していかないといけないと思います。

(会長)

リサイクルセンターがありますけど、狭あい地域でもあるということで、この地域については継続して検討していかなければなりません。もう一点、その前にあった中勢バイパスの件ですが、例えば三重県の南部では、JR 紀勢線の線路に上がればセーフだという場所がありますが、JR 東海に正式に問い合わせると駄目だと言われます。地域の人にとって、背に腹は代えられないという場合は国道に上がるという選択肢はあると思います。ただ、市として管理者が駄目だと言うのに指定するのは問題がありますので、確認をお願いします。

(委員)

分かりました。スロープは側道ですので問題はないかと思いますが、車道については確認させていただきます。

4. 松阪市津波避難対策基本方針（素案）について

(会長)

それでは、事項書の4「松阪市津波避難対策基本方針（素案）について」です。これまで地図を見ていただきましたが、こういう状況だと理解したうえで松阪市の津波避難対策の方針の案を見ていただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

これまで、本検討会では特定避難困難地域の抽出についてご議論いただきました。市では、特定避難困難地域があると判断された場合、今年度は避難対策についての基本方針を示し、来年度に津波避難計画を策定する方向で進めてまいります。本日は、その基本方針の素案をお示しし、本検討会でご意見をいただくとともに、市民からの意見聴取も行いながら確定していきたいと思っております。それでは内容についてご説明いたします。

※基本方針の1項～5項までは、基本方針の趣旨と特定避難困難地域の抽出条件等を記載していることから説明を省略。

< 6. 津波避難困難地域の解消方針 >

特定避難困難地域として指定した3か所（五主町の一部、高須町の一部、松名瀬町の一部）の解消に向けて、2つの方針により取組を実施します。

まず方針1として、既存の施設を活用した津波一時避難ビルの指定を進めます。指

定されていない建物で市の条件に沿うものが他にないか調査を行い、指定に向けた積極的な取組を行います。この津波一時避難ビルの追加を行っていきませんが、それでも解消が困難である地域については方針2として、津波避難施設の整備を行うものとし、来年度の平成30年度に、市で津波避難計画を策定します。これは今回の基本方針を受けて、実際の避難対策のあり方等について明示するものですが、この中で津波避難施設について具体的にお示しいたします。津波避難施設の整備の対象地域は、特定避難困難地域として指定した3か所（五主町の一部、高須町の一部、松名瀬町の一部）とします。この地域における津波一時避難ビルの状況や、地域の方々と避難体制や避難経路のあり方について協議を行った結果などを勘案して、津波避難計画の中で施設の種類、規模、具体的な場所などを確定していきます。

< 7. 避難道路狭あい地域における対策 >

避難道路狭あい地域に指定した地域（狛師町の一部、町平尾町の一部）については、地域との協議を行いながら、津波避難施設も含めたハード面、避難経路の設定や住宅の耐震化などソフト面の両方から対策を講じていく必要があるため検討を進めていきます。

< 8. 避難の方法 >

原則として徒歩避難としますが、徒歩での避難が困難な避難行動要支援者については自動車による避難も視野に入れた避難計画の策定が求められます。

< 9. 津波避難困難地域における地域の取り組み >

市では、津波避難計画の策定や津波避難施設の整備などを行っていきませんが、地域においても避難対策をしていただく必要があります。その内容として6項目を挙げさせていただきました。

- ・津波避難ワークショップなどによる地域における津波避難のあり方検討
- ・地区津波避難計画の策定
- ・実践的な津波避難訓練
- ・住宅の耐震化、家具の転倒防止の促進
- ・地域における退避ルールの徹底
- ・地域における避難行動要支援者の把握、要支援者を含む訓練の取組

以上の内容について基本方針として示していきたいと思っております。詳細につきましては、来年度の津波避難計画において策定します。

（会長）

ありがとうございました。まだ逃げられる所があるのであれば発掘をしようという

方針が一点目、それでも無理であればハード整備をしましょうというのが二点目の方針でした。ひとつ質問ですが、既存施設への避難階段の設置はハード整備に含まれますか。

(委員)

それも良いかと思えます。これまで数か所に非常階段を付けてきました。津波一時避難ビルには指定しているけど上りにくい所に整備するというのは、要支援者対策から見ても方法のひとつかと思えます。

(会長)

津波避難施設は津波避難タワーだけではないということですね。それではご意見等がありましたらお願いします。

(委員)

平成24年の県の想定で「M9.0 で堤防がない場合」という記載がありますが、これは地震によって堤防が沈んだ場合ということですか。

(会長)

そのとおりです。いくつかある県の想定の中で最悪の想定です。今回の検討で使った「理論上最大クラス」は地震によって堤防が75%沈降した後に津波が来る想定ですが、平成24年の「M9.0 で堤防がない場合」は堤防が破壊されて全く無いゼロの場合を想定しています。それが津波ハザードマップにある赤い線（避難目標ライン）です。現実的なのは理論上最大クラスとした想定の方です。平成24年の方は、県が東日本大震災を受けて、同じクラスのM9.0 が起きて堤防が全くなかったらどうなるかというのを想定したものです。

(委員)

基本方針の中で、特定避難困難地域を「町の一部」としていますが、一部というのはどの場所にあたるのか分かりにくいので、「町」とした方が分かりやすいのでは。

(事務局)

今回は距離と時間でシミュレーションしています。例えば五主町ですが、浸水域外か鶴小学校に行けるかどうかをシミュレーションしたら、手前の方の在所の一部は行けるという結果になりました。高須町の場合、在所のほとんどは避難目標地点まで行けますが、海沿いの一部の在所が行けないという結果です。津波避難計画には地図も掲載する予定です。

(委員)

シミュレーション上は分かる話ですが、防災対策を進めるうえでは、町として指定した方がやり易かったりはしませんか。「この町の、この地区の、この道路まで」という指定は分かりづらいようにも思いますので、いっそのこと町全体を指定してしまっ
てはいかがでしょうか。地域の皆さんに協力してもらおうということにして。

(委員)

今後地域に入っていく時に、同じ高須町でも地区で分けて考えるのではなく、一緒に考えた方がいいのかもしれない。

(会長)

特定避難困難地域として色を塗った範囲だけの人口は出せないですね。ですから、シミュレーションの結果としてはこうだと示すけど、実際に対策を講じる時はそうした場所を別にするのではなく、町全体として一緒に考える方がいいだろうというご指摘です。

(委員)

今後、施設整備をしていく上で根拠を示す必要がありますが、収容人数の考え方として、国などが細かな数字を求めてくることはないでしょうか。シミュレーション結果に基づく厳密な人数によって施設が整備されたかどうかという確認の部分ですが。

(会長)

基本的には、安全側になるようにします。町全体の人数に域外避難者の比率を掛けると施設に避難する比率が出せます。比率については地域に入って、要配慮者の数や住民の意思の確認をした上で収容人数を決めていかなければなりません。

(委員)

避難困難地域と狭あい地域は同等と考えていいですか。この後の対策については基本方針にある内容を同じようにやっていくのでしょうか。

(会長)

私の考えとしては、狭あい地域は道が狭いという特別な理由があるので、避難困難地域解消の方針1と方針2に加えて、他にも方法が必要だろうと。例えば、「住宅の耐震化を推し進める」という対策を行うことによって、避難の困難度が下がることに繋がります。

(委員)

例えば津波避難タワーを検討する場合、避難困難地域の3地区だけが対象で、道路の狭い地域は整備しないのかと住民は思ってしまう。なので、基本方針はもっと明確

にすべきだと思います。住民に説明をした際に納得してもらえるように整理した方がいい。

(会長)

建築学的な見地からすれば、狭あい地域は他の地域のように津波避難タワーを建てれば皆が逃げられますよという地域ではないと思います。施設整備も必要かと思いますが、その他にも対策をしていく必要があるかと思います。

(委員)

沿岸部の住民からすれば、やはり近くに安心・安全な場所が欲しい。それが津波避難タワーになります。既存の高いビルがあればそれでも構いませんが。地域の住民からはそうした意見がとても多い。このままの方針でワークショップをしたとしても、同じような意見が出るだけなので、その前にもっと整理すべきかと思います。命にかかわることでもあるので、行政としてきちんと説明できる内容のものを作らないといけません。それから、猟師町と町平尾町だけでなく、沿岸部の地域はどこでも生活道路が狭く、建築年数の経った古い住宅が多い。耐震診断を受けることは非常に重要なことですが、診断を受けた後には自己資金で耐震化を図ってもらわないといけません。そんな中で耐震化が果たして進むのか。特に高齢者では「どうせ津波で流されるから」と言う人も少なくない。それが住民の声なので、これを受けて行政がどれだけ心のこもった対策ができるかを明文化してもらいたい。地域の住民と話していると、そんな思いが伝わってくるような気がします。

(会長)

今の論点としては、津波避難困難地域と避難道路狭あい地域の違いが曖昧だということでした。事務局には次回までに分かりやすいように整理していただいて、違うなら何が違うのか、逆に同じなら同じと明確にさせていただきたいと思います。それから先ほどのご意見ですが、市がやるべきことと住民がやることをしっかりとかみ合わせて、住民にとって思いやりのある対策をする。これが大切なことだと思います。住民と信頼関係を築くための計画にきなさいというご意見でした。

(委員)

施設の整備も大事ですが、まずは避難できる場所の洗い出しが必要であると思います。そのためには、例えば地域で聞き取りを行うのであれば自治会に協力をしてもらうのも方法かと思います。

(委員)

地域によっては住民協議会が主になって防災をしている地域もあり、臨海地域防災ネットワークも住民協議会で構成されています。市で何か防災対策を行う時は、自治

会と住民協議会の両方に報告いただくようお願いします。

(会長)

市は津波対策の基本方針をきちんとしたルートで地域に下ろして、住民の協力が得られるものがあるのなら地域から上げる。そんな仕組みを考えてほしいというご意見でした。

(委員)

地域の中で何人がどこに避難するかという情報を、住民協議会と消防団で共有していきたい。そうすれば、何人が避難しているので消防団からは何人を派遣するという目安になる。そういったところで住民の協力をいただきたいと思います。

(委員)

そうした調査をしている地区もあって、住民協議会でも情報を集めているところです。

(委員)

これだけの人数が逃げるけど、その中でどうしても何人かは無理だと分かっていたら、消防団としてもそれに合わせて救助しに行く必要があります。

(会長)

ある程度の避難計画ができている地域があって、それを自治会、住民協議会、消防団、市できちんと共有しなければならない。三重県の取組で私が携わったものとして「My まっぷラン」というものがあって、これは一人ひとりが自分の避難計画を作って、それを地域でまとめようというものです。これと同じ考えで、情報を各種団体と地域で共有しなさいということですね。

(委員)

質問ですが、狭あい地域の避難対策の方針として、道路の狭あいを特に注視したのなら、例えば道路の拡幅や避難路の整備なども念頭に置いているのでしょうか。次に意見の一点目としまして、「津波緊急一時避難ビル」と「津波一時避難ビル」など用語が統一されていないので修正をお願いします。二点目ですが、今回の基本方針案で良い部分だと思うのが、津波避難目標ラインを設定していることです。この津波避難目標ラインの市民への視覚化をしてはどうかと。例えば東北地方では、町なかに境界を示すピクトグラムや標識があったりしますので、ぜひ検討いただければと思います。三点目は避難経路の問題にも関わってくる話ですが、今回の検討会では道路幅員の件は活発に議論されてきましたが、気になるのは信号機です。信号機の停電で渋滞が発生する場所が市内にもたくさんあると思います。避難困難地域の辺りでは確認してお

いた方がいいかと思います。最後に、津波緊急一時避難ビルを指定していくことは良いことですが、指定したビルの二次避難先が無いというのは不安ですので、二次避難への連携などを検討すべきではないかと感じました。

(会長)

まず質問事項として、狭あい地域でのハード整備とは何かということですが。

(事務局)

協議中であり、具体的にはまだ決まっておられません。ただ、準避難困難地域と言うべきかもしれませんが、他の地域よりも道路が狭くて、両側の建物が倒れたら避難が難しい地域なので、何か一定の避難施設があるだろうという考えはありますが、まだ確定ではないというのが現状です。

(会長)

まだイメージが完全にできていないのが現状というところですね。次にご意見の一点目の、用語の統一はすべきですので、地域防災計画で用語の位置づけをしておいて、それに合わせるという形でお願いします。二点目の津波避難目標ラインですが、それを町の中に書くというのは面白いアイデアだと思います。尾鷲市では、子どもたちが土地の高さをペンキで書くという取組をしています。「目標の見える化」というアイデアをいただきました。次に三点目は、信号機の話でした。今は道路ネットワークだけで計算してきましたが、それだけでいいのかと。前回も橋梁の話がありましたが、市民への説明をする際には明確な回答を持って説明する必要があると思います。信号機の話もそのひとつですね。最後の二次避難先ですが、命が助かった後にその人たちを収容する場所が当然ですが必要です。事務局の方で、何か回答などがあればお願いします。

(事務局)

信号機の件については、他自治体の先行事例などを参考にして検討したいと思います。二次避難先ですが、例えば小学校は校舎を退避先、体育館を避難所に使っています。しかし、水が引くまで一定期間留まってもらうこととなりますので、リサイクルセンターでは備蓄品を置くようにしています。水が引いた後の指定避難所への誘導という点については、地域防災計画に避難誘導として記載しております。

(会長)

どの市町でも、沿岸部の指定避難所は使えなくなる可能性があります。そうすると、沿岸部の住民をどこに収容するかという問題があります。市は今年度に地域防災計画を抜本的に見直すという方向で進められているので、この問題は検討して明確にしておかなければなりません。明和町では、南海トラフ地震の時には町内で全く確保でき

ないということで、近隣の市町に依頼するよう検討し始めています。そういう意味では、この検討会の項目外ではありますが、助かったらそれで終わりではないということとで考える必要があります。

(委員)

この件については、5年前に地域から市に対して要望を出しています。例えば松ヶ崎小学校では体育館が浸水するので、その後の生活ができません。ですので、松ヶ崎地区ならどこというように、地域防災計画の中で位置づけてほしいという要望です。別の場所に行くにしても、地域防災計画に載っていれば気兼ねなく行けます。特に女性にそういった思いをされる方が多いように思います。

(会長)

南海トラフ地震の時にはこうするなど、大まかな方針として市は持っておくべきだろうと。住民の気持ちは十分にわかります。

(委員)

地域によっては、地域間で協定を結んでいる例もあります。米ノ庄と阿坂、松ヶ崎と宇気郷のように。

(会長)

それは個別に頑張っていたいただいているのでできることであって、市として道筋を示してあげることも大事だと思います。そうすれば、地域で協定を結びに行くのも楽になりますので。ちなみに、東部管内ではそれができているのでしょうか。玉突き避難はできても、避難先という意味ではどうでしょうか。

(事務局)

一次避難としてはできていますが、二次避難というところまではできていません。

(会長)

極力、海から離れた所へ避難しましょうというところまでができていながら、その後の二次避難については浸からなかった地域では戻ってくる場合もあって人が増えるかもしれませんが、そうした思想を地域防災計画に示してあげることは大事ですね。それでは、今いただいた意見を事務局で検討していただいて、次回の正案化に向けて進めていただきたいと思います。

5. その他

(会長)

それでは、事項書の5「その他」で、本検討会の議題ではありませんが情報提供ということで、(1)「避難行動要支援者名簿の定義の見直しについて(案)」を事務局から説明をお願いします。

(事務局)

災害対策基本法に基づいて、市では平成26年度に避難行動要支援者名簿を作りました。対象者が1万8千人ということで、松阪市民16万5千人の1割以上を占めている状況にあり、全てを助けるには到底困難であるとの意見もいただいています。真に支援が必要な方を地域を通じて把握できるよう、避難行動要支援者の定義を見直すため、関係各課と庁内連絡会議を立ち上げて定義の見直しと絞り込みを検討しているところです。まず年齢要件については、これまでは65歳以上という要件でしたが元気な方も大勢いらっしゃるということで、75歳の後期高齢者というところで線引きをしたいと考えております。しかし、今回省いた年齢の方でも不安がある方もいるということで、本人からの申し出による手上げ方式の「地域の声かけ助け合い制度」は65歳以上として要件はそのままにしておき、行政データに基づき自動作成される要支援者名簿は75歳以上としたいと思います。それから身体障害者手帳をお持ちの方ですが、これまでは障がいの種類で級がバラバラでしたが、今後は1～2級をお持ちの方というように統一したいと思います。その中で呼吸器系の内部障がいは支援がいるという意見があったため、それ以外の内部障がいは対象から外すものいたします。このように検討をしておりますが、委員の皆様のご意見もいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

災害対策基本法改正による避難行動要支援者名簿の整備において、市が作る際の定義の見直しについてです。主な内容としては、元気な方も多いので一律65歳以上というのはどうかというところですが、若くても障がいがあればそちらの要件で拾えるので、後期高齢の75歳にしたいということでした。それから、障害者手帳の3級をやめて、内部障がいでも呼吸器系以外の人工肛門などの類の方は自分で非難が可能だろうということで要支援者から外したらということでした。

(委員)

民生委員の対象は65歳以上としてますが、確かに元気な方も多いですね。手上げ方式の方が65歳以上の要件を残すのであればいいかと思えます。包括支援センターがデータを持っていますし、社会福祉協議会も関わっているので、しっかりと協議をしていただきたいと思います。

(会長)

市で名簿が作成されて、これが地域での助け合いのベースとなります。本人の同意

を得て自治会や消防団に名簿が提供されて個別の支援計画を作ってもらえるものです。市が不安視しているのは、65歳以上とすると大勢の手が挙がって、本当に支援が必要な人にまで目が向けれるのかということ。65歳以上で足が悪くても介護を受けていない人も地域にはいて、行政が作るデータには限界があります。地域で丁寧に拾う方法と、行政で作るデータがきちんとリンクして、思いやりのある防災計画に繋げていくことが大切です。

(委員)

田舎の地域なら、近所同士で「あの人はこうしないといけない」というふうに分かっているから、地域の中ですべきことというのはたくさんあると思います。行政がそこまで拾い上げるのは難しい。地域の中での洗い出しが必要です。

(会長)

手上げ方式も並行するわけですね。手上げ方式の方に元気な人が大勢いるということはありませんか。それから要支援者名簿の本人同意は取りにいくんですよね。

(事務局)

同意は取りにいく予定です。それから手上げ方式は300名くらいのリストがありますが、現状として支援がいるだろうという人ばかりです。逆に、簡単な支援では駄目だという人の方が多いです。

(会長)

それでもこぼれるので、民生委員や社協や近所のネットワークが必要ということで、市がどういった方針とするのかを地域防災計画の中で示す必要はあると思います。行政と地域の役割を明確にするという意味で。

(委員)

それと合わせて、来年度以降は市が地域に入っていくということで、臨海地域ネットワークに沿岸部の住民協議会がメンバーとなっていますので、そこで窓口の役割をしていただきたいという思いがあります。

(会長)

住民協議会はこれまでの自治会という仕組みと違って現代的でいい仕組みだと思っています。しかし自治会も大事な仕組みでもあるので、両輪で考えていただきたいと思っています。

(委員)

難病者や身体障がい者の所には消防団が支援に行きます。ただ、歩けるけど気分が

悪いとか、軽い症状の方は自治会で対応してほしいと思います。それから消防団としては、身体障がい者の名簿をいただきたい。すぐに動けるよう、日頃からシミュレーションをしておきたいんです。それで、動ける人は自分たちで頑張って逃げるように住み分けをしていきたい。

(会長)

いいご提案だと思います。地域で消防団と自主防災組織が役割分担をする。その議論をするためのベースとして、こうしたデータが活かされるのだと思います。

(委員)

それから狹師町は大きな消防車が入りません。津波が来る場合、消防団は40分しか活動できないので、名簿があったら要支援者を一気に運ぶことができます。

(会長)

能登半島地震の時、輪島市では4割の建物が倒壊しました。そこでは民生委員が見守りマップというのを作っていて、要支援者の家の色塗りしていました。これは民生委員が業務上知り得た情報ですが、地震が起こった時にそれを消防団に渡しました。それで1時間ほどで全員を助めました。当時としてはグレーな話で、民生委員が守秘義務のある情報を渡したわけです。でもこれに文句を言った人はいなかった。松阪市もこういった血の通ったものを地域で作れるように、きっちりと方針を示してあげるべきかと思います。

(委員)

地域によって温度差が大きい。ある地域では、高齢者が家のどこに寝ていて、その情報を住民協議会の中で共有しています。そうした仕組みができていく地域もあります。

(委員)

年齢要件ですが、要支援者名簿と手上げ方式の方で年齢に違いがあるというのはいかがかなと思います。やりにくいという面はないでしょうか。

(委員)

行政で作る名簿を75歳以上という要件にして、手上げ方式の方を65歳以上という要件を残す場合、例えば手上げ方式の方を「75歳以下でも不安のある方」というような表現に変えるのもどうでしょうか。そうすれば、基準はあくまで75歳だけど、申し出があればそれ以下でも対処しますということができます。ちなみに手上げ方式で登録された方は、おそらく行政の要支援者名簿にも挙がってきていると思います。

(会長)

同じような制度で違う年齢というのは分かりづらいので、もう少し事務局での検討をお願いします。

(委員)

出産が近い人や、乳幼児がたくさんいる人は民生委員も支援対象外なので支援が漏れがちです。入れた方がいいのではないかと思います。

(事務局)

庁内連絡会議でも意見がありました。

(会長)

妊産婦の情報は日々変わるので大変ではあるかと思えます。それから歩けない子どももいわゆる要支援者ですよね。そのあたりもご検討をお願いします。

それでは、(2)「防災市民懇談会の開催について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今年度は地域防災計画の大幅な見直しをしているところですが、今後の防災対策のあり方も含めて市民の皆様と意見交換の場を設けたいとの趣旨で、懇談会を開催させていただきます。平成30年1月28日(日)の午後1時より、橋西地区自民センターで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。地域防災計画を主旨としますが、その中で津波避難対策のことについても行政・地域・市民のそれぞれがすべきことについても意見交換をしたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。最後に、次回の検討会の日程について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

次回の第3回検討会の開催については、1月23日(火)の午後11時30分から午後2時の間で調整させていただきます。会場等につきましては、追って開催通知をお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第3回松阪市津波避難対策検討会を終了いたします。ありがとうございました。

(午後5時05分終了)